

セーフティネット第4号認定のご案内（令和2年9月2日更新版）

1 制度概要

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度です。

2 対象中小企業者

次の全てに該当する方。

(イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っている。

(ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる。

3 申請期間

経済産業大臣による指定期間

[新型コロナウイルス感染症については、**令和2年12月1日（火）まで**]

※指定期間は3ヶ月ごとに調査の上、必要に応じて延長されます。

4 必要書類一覧

必要書類	法人	個人	チェック ✓
認定申請書2通（実印を押したもの）	○	○	
直近1年分の決算書及び申告書の写し	○		
直近1年分の確定申告書及び青色申告決算書の写し		○	
登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※コピー可（但し発行後3カ月以内のもの）	○		
各月の売上高がわかる書類（試算表や売上台帳の写し、または市指定の試算表） ※書類には、事業所名、代表者名、実印を押すこと。	○	○	
委任状（代理申請の場合のみ、様式自由）	○	○	

5 留意事項

- 認定申請書には、売上高等の減少理由が大臣の指定した**災害等（新型コロナウイルス感染症）の影響によるものであることを具体的に記述することが必要**です。
- 認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効となる場合があります。
- 認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。
- 認定書の有効期限は発行日を含め30日です。

6 申請先・問合せ

加須市役所	産業振興課 加須市三俣 2-1-1	TEL 0480-62-1111 (内線 252)
騎西総合支所	地域振興課 加須市騎西 36-1	TEL 0480-73-1111
北川辺総合支所	地域振興課 加須市麦倉 1481-1	TEL 0280-61-1205
大利根総合支所	地域振興課 加須市北下新井 1679-1	TEL 0480-72-1319